

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後										改 正 前																																																																																																									
別表第1（第1条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア・イ (略) ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。										別表第1（第1条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア・イ (略) ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。																																																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">飼料添加物名</th> <th rowspan="2" style="width:5%;">単 位</th> <th colspan="3" style="width:25%;">対象飼料</th> <th colspan="2" style="width:15%;">豚 用</th> <th colspan="3" style="width:20%;">牛 用</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">鶏(ブロイラーを除く。)用</th> <th colspan="2" style="width:15%;">ブロイラー用</th> <th style="width:5%;">ほ乳期用</th> <th style="width:5%;">子豚期用</th> <th style="width:5%;">ほ乳期用</th> <th style="width:5%;">幼令期用</th> <th style="width:5%;">肥育期用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>										飼料添加物名	単 位	対象飼料			豚 用		牛 用			鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用	肥育期用	(略)	(削除)	(削除)	(略)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">飼料添加物名</th> <th rowspan="2" style="width:5%;">単 位</th> <th colspan="3" style="width:25%;">対象飼料</th> <th colspan="2" style="width:15%;">豚 用</th> <th colspan="3" style="width:20%;">牛 用</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">鶏(ブロイラーを除く。)用</th> <th colspan="2" style="width:15%;">ブロイラー用</th> <th style="width:5%;">ほ乳期用</th> <th style="width:5%;">子豚期用</th> <th style="width:5%;">ほ乳期用</th> <th style="width:5%;">幼令期用</th> <th style="width:5%;">肥育期用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>デストマイシンA</u></td> <td><u>g力価</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>										飼料添加物名	単 位	対象飼料			豚 用		牛 用			鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用	肥育期用	(略)	<u>デストマイシンA</u>	<u>g力価</u>	(略)																																																				
飼料添加物名	単 位	対象飼料			豚 用		牛 用																																																																																																												
		鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用	肥育期用																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
飼料添加物名	単 位	対象飼料			豚 用		牛 用																																																																																																												
		鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用	肥育期用																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
<u>デストマイシンA</u>	<u>g力価</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
注 1・2 (略) エ～チ (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア・イ (略) ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。										注 1・2 (略) エ～チ (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア・イ (略) ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。																																																																																																									
(略)					(略)					(略)					(略)																																																																																																				
第2欄					クエン酸モランテル					第2欄					クエン酸モランテル、 <u>デストマイシンA</u>																																																																																																				

(略)	(略)
-----	-----

エ～ス (略)
 (3)～(5) (略)
 2～5 (略)

別表第2(第2条関係)

1～5 (略)
 6 飼料添加物一般の試験法
 (略)
 (1)～(12) (略)
 (13) 抗生物質の力価試験法
 (略)
 標準品及び常用標準品
 (略)

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の 本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗菌性物質の定義

①～⑩ (略)

⑪～⑱ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑩ (略)

(略)	(略)
-----	-----

エ～ス (略)
 (3)～(5) (略)
 2～5 (略)

別表第2(第2条関係)

1～5 (略)
 6 飼料添加物一般の試験法
 (略)
 (1)～(12) (略)
 (13) 抗生物質の力価試験法
 (略)
 標準品及び常用標準品
 (略)

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の 本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
標準デストマイシ ンA	デストマイシンA ($C_{20}H_{37}N_3O_{13}$)	常用標準デスト マイシンA	デストマイシ ンA
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗菌性物質の定義

①～⑩ (略)

⑪ デストマイシンA

*Streptomyces rimofaciens*の培養によつて得られるデストマイ
シンA($C_{20}H_{37}N_3O_{13}$)を主成分とするもの又はその他の方法によ
つて得られるこれと同一の物質をいう。

⑫～⑱ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑩ (略)

⑪ デストマイシンA

デストマイシンAの力価は、デストマイシンA($C_{20}H_{37}N_3O_{13}$)

⑪～⑬ (略)

菌液又は孢子液の調製 (略)

円筒寒天平板の調製 (略)

常用標準希釈液の調製
(略)

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

試料液の調製 (略)

操作法 (略)

力価計算 (略)

(14)～(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(113) (略)

としての量を重量(力価)で示す。1 μg(力価)は、標準デストマイシンA 1 μgに対応する。

⑭～⑯ (略)

菌液又は孢子液の調製 (略)

円筒寒天平板の調製 (略)

常用標準希釈液の調製
(略)

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>常用標準デストマイシンA</u>	<u>約20mg(力価)相当量以上</u> (略)	<u>0.67kPa以下, 60°, 3時間</u> (略)	<u>15°以下</u>	<u>30日</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

試料液の調製 (略)

操作法 (略)

力価計算 (略)

(14)～(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(113) (略)

(114) デストマイシンA

ア 製造用原体

(7) 成分規格

力価 本品は、デストマイシンAの溶液であり、力価試験を行うとき、1 mg中に300 μg(力価)以上を含む。

性状 本品は、暗褐色の液で、特異なにおいを有する。

確認試験

① 本品の水溶液(1→100) 1 mLにアントロン試液 2 mLを加えるとき、液は青緑色を呈し、徐々に暗緑色に変わる。

② 本品の水溶液(1→100) 5 mLにニンヒドリン試液 1滴を加え

て3分間加熱するとき、液は紫色を呈する。

純度試験

- ① pH 本品の水溶液(1→6)のpHは、9.5～11.5でなければならない。
- ② 比重 本品の比重 d_{20}^{20} は、1.10～1.23でなければならない。
- ③ 溶状 本品0.10 gをとり、水20mLを加えて混和するとき、その液は、淡黄褐色～淡褐色で澄明であり、沈殿物を認めてはならない。
- ④ 重金属 本品1.0 gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液2.0mLに対応する量以下でなければならない(20ppm以下)。
- ⑤ ヒ素 本品0.5 gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない(4 ppm以下)。

蒸発残分 本品約1 gを精密に量り、水浴上で蒸発乾固し、残留物を105°で5時間乾燥するとき、その量は50.0%以下でなければならない。

強熱残分 2.0%以下(5 g)

力価試験

寒天平板 基層用培地及び種層用培地は、それぞれ3号培地を用いる。

試験菌 *Bacillus brevis* ATCC 8185を用いる。

常用標準希釈液の調製 常用標準品適量を精密に量り、4号緩衝液を加えて溶かし、1 mL当たりの濃度が約1 mg(力価)となるよう正確に一定容量とし、希釈原液とする。この原液適量を正確に量り、1 mL当たりの濃度が80 μ g(力価)及び20 μ g(力価)となるよう4号緩衝液を加えて正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料液の調製 本品適量を精密に量り、試料の10倍量以上の4号緩衝液を加えてかき混ぜ、1 mL当たりの濃度(推定値)が約1 mg(力価)となるよう正確に一定容量とし、試料原液とする。この原液適量を正確に量り、1 mL当たりの濃度(推定値)が80 μ g(力価)及び20 μ g(力価)となるよう4号緩衝液を加えて正確に希釈し、高濃度試料液及び低濃度試料液を調製する。

(4) 製造の方法の基準

*Streptomyces rimofaciens*のデストマイシンA生産菌株を好氣的に培養し、培養終了後、培養液のpHを調整して固形分をろ過し、ろ液中のデストマイシンAをイオン交換樹脂に吸着させ、アルカリ性水溶液で溶出し、濃縮して製造すること。

(5) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「デストマイシンA」に米ぬか油かすを混和した粉末である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

性状

① 本品は、淡黄褐色の粉末で、わずかに特異なおいを有する。

② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験 本品の表示力価に従い、デストマイシンA約50mg(力価)に対応する量を取り、水10mLを加えてよく混和した後、ろ過し、試料液とする。別に、常用標準デストマイシンA約5mg(力価)に対応する量を取り、水1mLを加えて溶かし、標準液とする。試料液及び標準液3μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、メタノール・アンモニア水混液(1:2)を展開溶媒として約8～10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにニンヒドリン試液を噴霧した後、100～105°で約10分間加熱するとき、試料液から得た主なスポット及び標準液から得たスポットは紫色を呈し、それらのRf値は等しい。

乾燥減量 10.0%以下(1g, 105°, 3時間)

力価試験

寒天平板 「デストマイシンA」の規定を準用する。

試験菌 「デストマイシンA」の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 「デストマイシンA」の規定を準用する。

試料液の調製 本品の表示力価に従い、適量を精密に量り、1mL当たりの濃度が約200μg(力価)となるよう4号緩衝液一定容量

を正確に加えて15分間振り混ぜ、ろ過してそのろ液を試料原液とする。
この原液適量を正確に量り、以下「デストマイシンA」の規定を準用
する。

(イ) 製造の方法の基準

本品は、「デストマイシンA」に米ぬか油かすを混和し、乾燥し
て製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の翌月から2年

(114)～(160) (略)

(115)～(161) (略)